

◎議 事 日 程（第 2 号）

令和 2 年 6 月 5 日（金曜日）午前 9 時 30 分 開議

- 日程第 1 議案第 28 号 愛西市税条例等の一部改正について
日程第 2 議案第 29 号 愛西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第 3 議案第 30 号 愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第 4 議案第 31 号 愛西市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
日程第 5 議案第 32 号 愛西市国民健康保険条例の一部改正について
日程第 6 議案第 33 号 愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
日程第 7 議案第 34 号 令和 2 年度愛西市一般会計補正予算（第 2 号）
日程第 8 議案第 35 号 令和 2 年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 9 委員会付託について
-

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出 席 議 員（18名）

| | | | |
|------|-----------|------|-------------|
| 1 番 | 馬 淵 紀 明 君 | 2 番 | 石 崎 誠 子 君 |
| 3 番 | 佐 藤 信 男 君 | 4 番 | 竹 村 仁 司 君 |
| 5 番 | 高 松 幸 雄 君 | 6 番 | 吉 川 三 津 子 君 |
| 7 番 | 原 裕 司 君 | 8 番 | 近 藤 武 君 |
| 9 番 | 神 田 康 史 君 | 10 番 | 島 田 浩 君 |
| 11 番 | 杉 村 義 仁 君 | 12 番 | 鬼 頭 勝 治 君 |
| 13 番 | 鷺 野 聰 明 君 | 14 番 | 山 岡 幹 雄 君 |
| 15 番 | 大 宮 吉 満 君 | 16 番 | 加 藤 敏 彦 君 |
| 17 番 | 真 野 和 久 君 | 18 番 | 河 合 克 平 君 |

◎欠 席 議 員（なし）

◎地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

| | | | |
|-------------|-----------|--------------|-----------|
| 市 長 | 日 永 貴 章 君 | 副 市 長 | 鈴 木 睦 君 |
| 教 育 長 | 平 尾 理 君 | 総 務 部 長 | 奥 田 哲 弘 君 |
| 企画政策部長 | 宮 川 昌 和 君 | 産 業 建 設 部 長 | 山 田 哲 司 君 |
| 教 育 部 長 | 大 鹿 剛 史 君 | 消 防 長 | 横 井 利 幸 君 |
| 保 險 福 祉 部 長 | 近 藤 幸 敏 君 | 健 康 子 ども 部 長 | 小 林 徹 男 君 |

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 近藤 ゆかり
書 記 丸山 小百合

議事課長 大野 敦 弘
書 記 猪飼 隆 善

午前9時30分 開議

○議長（島田 浩君）

本日は御苦労さまです。

御案内の定刻になりました。

定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ただいまから議案質疑に入りますが、質疑におきましては、愛西市議会会議規則第54条に、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならないと明記されております。同条第2項では、この規定に反するときには議長が注意することになっております。また、同条第3項には、自己の意見を述べるできないとなっております。発言をする際は、議案の範囲内で説明を求めるようにしてください。

理事者側におかれましては、答弁漏れのないよう的確な答弁に努めてください。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・議案第28号（質疑）

○議長（島田 浩君）

日程第1・議案第28号：愛西市税条例等の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

初めに、7番・原議員、どうぞ。

○7番（原 裕司君）

議案第28号：愛西市税条例等の一部改正について、3点ほど質問させていただきます。

1点目ですが、第1条関係におけるたばこ税の課税基準、第94条の変更についてですが、追加項目として、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻きたばこの0.7本に概算するものとするに変更となっております。第2条関係では、この項目が1本当たり重量が1グラム未満、葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこ1本をもって紙巻きたばこの1本に概算すると変更になりました。

確かに、この葉巻たばこについては昔と随分イメージが変わっておりまして、形状も随分スリムになってきております。この変更箇所である0.7グラム未満が1グラム未満、そして0.7本が1本になるということも理解できます。

そこで、この過程ですが、変更時期や変更理由について、説明をお願いしたいと思います。

2点目ですが、第1条関係における読替規定第10条27項における同意導入促進基本計画についてです。

老朽化した設備を生産性の高い設備へと一新させ、設備投資を通じて事業者自身が労働生産性を向上させるとともに税の優遇も受けられるわけですが、この税優遇制度における愛西市の実績及び周知方法について、説明をお願いしたいと思います。

3点目であります。第2条関係で、新型コロナウイルス感染症に関する寄附金税控除額の特例第24条についてでございます。

今回の新型コロナウイルス感染症拡大に伴って、各種イベント、コンサート等が中止や延期となりました。市民の皆様の中にもチケットを購入してコンサートを楽しみにされていた方もおられると思います。今回の寄附金税控除の特例において、その購入したチケットを払戻し請求しなかった場合に寄附金税額控除の対象となるということですが、払戻し請求権の放棄の手続について、お願いをいたします。

以上、3点お願いいたします。

**○総務部長（奥田哲弘君）**

それでは、御答弁させていただきます。

1点目のたばこ税の関係ですが、変更時期は令和2年10月と令和3年10月です。

変更理由ですが、たばこ関係事業者に与える影響に配慮する観点から、激変緩和を図るためでございます。

2点目の同意導入計画の関係ですが、令和2年度の実績ですが、事業所数は18、機械及び装置の価格は約5億3,354万円、工具・器具・備品の価格は約1,544万円であり、減収額は約768万円です。周知は市ホームページにて行っております。

3点目の寄附控除の関係ですが、これは確定申告をしていただくこととなります。以上でございます。

**○7番（原 裕司君）**

答弁ありがとうございます。

それでは、2点ほど再質問させていただきます。

たばこ税についてですけれども、この課税基準の変更で税収はどのように変動していくかということをお答えいただきたいと思います。

次に、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例ですけれども、イベントやコンサートのチケットはあまり高額ではない場合もあります。答弁の中にも、確定申告を行っていただくと。当然、証拠書類、添付書類も必要だと思いますけれども、今回の寄附金税額控除の特例は、通常の寄附金控除の取扱いと異なるものなのか、説明のほう2点お願いいたします。

**○総務部長（奥田哲弘君）**

たばこ税の関係です。銘柄の把握が困難であるため、税収の変動を把握することはできません。

次に、寄附の関係ですが、通常の寄附金税額控除の対象となります。以上です。

**○議長（島田 浩君）**

次に、4番・竹村議員、どうぞ。

**○4番（竹村仁司君）**

議案第28号：愛西市税条例等の一部改正について、質問します。

今回の税条例の一部改正について、3点ほどお伺いします。

1点目に、個人市民税からですが、全ての独り親家庭、その子供に対して、公平な税制を実

現する観点と、婚姻歴や男性あるいは女性の独り親との不公平感を同時に解消するための措置と認識します。

国が改正しようとした内容の解釈をお伺いすると、少し具体的な数値で改正前と改正後の公平感がどのように変わったのか、控除額でお伺いします。

次に2点目、固定資産税です。

所有者不明の土地などを実際に所有している人、相続人などの申告を制度化する。さらに、使用者や所有者とみなして制度を拡大するものと理解しますが、どのような手続で行われるのかお伺いします。

そして、これは土地だけではなく、家屋も固定資産として関わりがあるはずで、いわゆる空き家・空き地の問題に関しても大切な改正と考えます。国はこの税条例の改正において、固定資産税の部分ではどのような目的で行ったのか、具体的にお伺いします。

3点目に、新型コロナウイルス感染症などに関する改正です。

新型コロナウイルス感染症に関する市民税などの徴収猶予を具体的にお伺いします。

さらに、新型コロナウイルス感染症などに関する寄附金税額控除の特例について、そして新型コロナウイルス感染症などに関する住宅借入金など、特別税額控除の特例について、それぞれ具体的にお伺いします。

#### ○総務部長（奥田哲弘君）

それでは、1点目の寡婦控除につきましては、措置内容は御質問のとおりでございます。

控除額は、改正前の26万円から、改正後30万円となり、公平な税制となったものでございます。

次に、2点目の固定資産税の改正でございますが、所有者が死亡し法定期間内に相続登記ができない場合、相続人等に対し、氏名、住所等必要な事項を申告してもらうこととなります。

また、土地・建物について調査を尽くしても相続人が明らかとならない場合で使用者がある場合は、所有者とみなして課税をいたします。税制改正の目的は、御質問のとおりでございます。

次に、3点目の徴収猶予ですが、本年2月以降の任意の期間において、収入が前年同期に比べておおむね20%以上減少していること。一時に納付することが困難であると認められる納税者、特別徴収義務者を対象とし、本年2月1日から令和3年1月31日に納期限が到来する市税につき、納期限の翌日から1年間徴収猶予の特例を受けることができます。

寄附金税額控除の特例は、政府の自粛要請等を受けてイベントを中止した等事業所に対する払戻し請求権を放棄した者への寄附金控除の適用をするものです。

次に、住宅借入金等特別控除の特例は、適用要件の弾力化により令和3年12月31日までに入居すれば同様に当該特例措置の対象となるものです。以上です。

#### ○4番（竹村仁司君）

ありがとうございます。

少し再質問をいたします。

まず、本市には母子家庭が何件、父子家庭が何件、また未婚の独り親家庭が何件あるのか、

お伺いします。

今回の税条例改正で、特にこれまで救済されてこなかった未婚の独り親家族に対する控除がされることには意味があると思います。この条例改正による控除の適用をどのように周知し、新たな救済措置として成り立たせていくのか、お伺いします。

また、空き家、空き地の問題に関しては、空き家や空き地が売却されずにそのまま放置されるケースに対応することが必要です。空き家、空き地の売却を促して、有効活用を図るための税制上の優遇措置がないのか、お伺いします。

○総務部長（奥田哲弘君）

児童扶養手当受給資格者の数値で申し上げますが、母子家庭は285世帯、そのうち未婚の独り親家庭は28世帯、父子家庭は17世帯です。

周知につきましては、市ホームページ等、担当課、各支所の窓口にて周知をさせていただきます。

次に、空き家の関係です。

個人が保有している500万円以下で、空き地、空き家などの未利用地を譲渡した場合の譲渡所得の特例措置で、長期譲渡所得から100万円を控除する特例措置が令和3年1月1日に施行されます。以上です。

○議長（島田 浩君）

次に、1番・馬淵議員、どうぞ。

○1番（馬淵紀明君）

議案第28号：愛西市税条例等の一部改正について、固定資産税の納税義務者等のところで、第54条、改正後の第5号が新たに創設された理由を教えてください。

それから、所有者不明の土地の件数も併せてお願いします。

○総務部長（奥田哲弘君）

固定資産の使用人は固定資産税の納税義務があることを認識することがないため、課税に当たり使用者を所有者とみなすことになる旨を事前に通知することにより、納税義務者として認識していただくためです。

なお、第4項の適用となる震災、風水害等の場合においても同様の必要性が生じることから改正をするものです。

次に、土地の件数ですが、本年1月1日現在で、12名で34筆です。以上です。

○1番（馬淵紀明君）

今の12名34筆ですか、これ所有者不明ということですか。市外の方が持っている土地の件数、分かりますか。

○総務部長（奥田哲弘君）

この数値につきましては、全体的で出しておりますので、土地の登記簿上の話になります。したがって、実際とは限定できませんが、1件が市外であろうということでございます。以上です。

○議長（島田 浩君）

次に、6番・吉川議員、どうぞ。

○6番（吉川三津子君）

議案第28号について、4点ほど質問させていただきます。

先ほど所有者不明の土地というのが12名で34筆という御答弁があったんですが、これ固定資産税に換算すると幾らになっているのか、教えていただきたいと思います。

それから、所有者不明の土地を親族以外が利用している事例はあるのか。あれば、今後どんな手続を踏むのか、教えていただきたいと思います。

それから、今回の改正でこんな場合、どんな手続を踏まれるのかということでお伺いしたいと思うんですけども、ずっと農地法違反のことを立田村議会の頃から取り上げているわけなんですけど、早尾町の榎下というところで、多分平成12年ぐらいからずっと借りているんだということ産廃の野積みの場所があります。

ここは所有者が行方不明だということを利用者が言っているわけなんですけれども、こうした場合、条例改正によりこの土地所有者というのはどうなっていくのか、その点について、あとまた使用者の権利がどうなっていくのか、その点について教えていただきたいと思います。

それから、先ほど未婚の独り親についての様々な不公平がかつてからあったわけで、1つ前進したわけですが、福祉とか教育、いろんな部分においてまだ未婚の独り親に対しての不公平な扱いが残っているのであれば、それについて教えていただきたいと思います。以上です。

○総務部長（奥田哲弘君）

まず1点目の固定資産税総額ですが、約101万円です。

次に、親族以外の利用ということでございますが、現在把握している所有者不明の土地は、使用されている痕跡はありません。

次に、農地法違反の関係でございますが、これはあくまで相続人不明の土地において課税がされるものでございますので、行方不明の関係は該当になりません。

次に、未婚独り親でございますが、税以外における差は福祉部門においては無いと理解しております。以上です。

○6番（吉川三津子君）

先ほど親族以外が使用されている事例はないということで、行方不明は当たらない。結局、登記上の権利の人が行方不明の場合は今回の改正では全く該当せず、その土地については今利用している人も実際にあるわけなんですけれども、それについては固定資産税が課せられないという判断なのか、説明を頂きたいと思います。これ平成12年からずっとそういった状況で、金額的にするとかなりの金額になるわけなんですけれども、それについてお聞かせを頂きたい。

同様のこのような法務上の固定資産税の権利者が行方不明の事例というのは、ここ以外にあるのか、その点についてもお聞かせを頂きたいと思います。

それから、あと相続人が確定しない場合は今の利用者を固定資産台帳に所有者として記載していくということなんですけど、一般的な所有者の記載とこうした相続人が定まらない使用者の

台帳への記載の仕方に何らかの差が出てくるのか、それについても教えていただきたいと思います。

それからもう一点は、こういった改正により農地法なり廃棄物処理法なりいろんな法律に及ぼす影響が出てくるのかどうなのか、その点についても教えていただきたいと思います。

**○総務部長（奥田哲弘君）**

今回の税制改正の国の考え方、方針でございますが、今回の措置はあくまでも例外的な制度であり、その対象は所有者の存在が不明である場合に限定をしている。したがって、所在が分からなくなっているような場合においては、公示送達により課税することが制度上可能であることから対象としない。これが国の方針でございますので、議員がおっしゃられた所有者の行方不明の関係につきましては、市としては公示送達をするしかないということになります。

次に、所有者行方不明がほかにもあるかということですが、これは年々、例えば賦課通知をします。それが返ってきて、調査して分からなければ公示送達をしますので年々変わっていく。件数はございます。ただ、具体的に今何件というのはちょっと持ち合わせておりませんので、よろしくお願いをしたいと思います。

それと台帳の記載ですが、あくまでも登記上のものが当然使われますので、所有者が不明であれば、相続人がいないとかまだ相続が確定していないもの、そういったものは空欄になるか代表者になるという形になろうかと思えます。

それと他法令の関係ですが、あくまでもこれは税の改正でございます。課税をいかようにするかという趣旨の条例でございますので、これに基づいてほかの法令に関係するというものは該当してこないのかなと理解をしております。以上です。

**○議長（島田 浩君）**

次に 18番・河合議員、どうぞ。

**○18番（河合克平君）**

では、議案第28号：愛西市税条例等の一部改正について、御質問をいたします。

今回の議会では、愛知県で54の自治体がある中で6自治体だけが一般質問が中止されたという経緯の中で今回の議会が行われているわけですので、今回のコロナウイルス対策については、特に市の状況については詳しく話をさせていただきたいというふうに考えますし、いろいろな状況に配慮をしながら早く私も質問したいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

まず私のほうからは5点ほど質問がありますが、独り親に改めるという条例改正についてのことですが、人的非課税制度の上限が見直しをされるということもありますので、その内容についても今回の条例の変更と併せて教えてください。

あと控除の増額によって市全体の状況として減収する金額は幾らか、教えてください。

続いて、固定資産税の納税義務者が不明な場合ということでの取扱いについてですが、まず相続人が分かっているが相続がされていない場合と、全く所在が不明という場合が、2通りあるということでお話がありましたが、そのそれぞれについて、土地と建物と固定資産についての課税評価の標準、課税標準について合計の金額はそれぞれ幾らになるか教えてください。



そして、続いてその同様のことなのですが、固定資産税の納税義務者のことですが、今回強制的に、相続人について不明な場合、また相続を特定するために制度としてつくられるということになっておりますが、以前はどのような形で相続人に対する課税をしていたのか、またこれからはどういう課税になるのか、ほぼ強制ということになります但其の内容について教えてください。

それから、併せて所有者不明の場合、課税は強制になるのか、お願いになるのか、そのことについて教えてください。

続いて、固定資産税のことについては先ほどお話がありましたので割愛しますが、コロナウイルス対策の特例の内容について幾つか質問させていただきますが、納税の猶予については前年の売上げと比べて20%以下になった場合ということのお話もありましたが、納期と申請の人の関わり、いつでもいいのかどうかということと、あと相談方法、どのような形で、電話なのか窓口でないといけないのか、来てもらわないといけないのか、そういう相談の方法はどうかということ。また、現在、今まで6月までの間に相談件数は何件あったのか、そのことについても教えてください。

コロナウイルス対策について、国の制度も含めてですが、税金の軽減ということについてどういったことがあるのか、その内容について教えてください。

以上、まずはその点について教えてください。

#### ○総務部長（奥田哲弘君）

通告とかなり内容が変わっているので、漏れましたらごめんなさい。おっしゃってください。

まず1点目の寡婦の関係ですが、非課税対象者の見直しと控除の増額による税収の減少は、令和元年数値で試算をすると約63万8,000円でございます。

次に、2点目の固定資産税の関係で、課税標準は土地は約7,245万円、建物は約1,821万円です。なお、償却資産は申告主義のため把握はできません。また、従前は義務者、相続人等が不明な土地・建物については課税を保留しています。今後は、所有者、相続人とともに不明の場合で使用者がいる場合は使用者に課税をすることになります。徴収に関しましても、所有者等不明のものに関しましては、規定に基づき適正に滞納処分の停止を行っております。

次に、新型コロナの関係で特例の内容でございますが、新型コロナウイルス感染症に係る寄附金税額控除の特例、先端設備等に関する家屋及び構築物に対する固定資産税の課税標準の特例、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長、住宅ローン控除の適用要件の弾力化に係る個人住民税における対応などが対象でございます。

内容につきましては、一時に納付することが困難であると認められる納税者、特別徴収義務者を対象とし、本年2月1日から令和3年1月31日に納期限が到来する市税につき、納期限の翌日から1年間、徴収猶予の特例を受けることができます。なお、相談方法としましては個別相談とさせていただきます。また、現在の相談件数は16件でございます。

#### ○18番（河合克平君）

前にたくさんのお話を言われたので省いて話をしましたが、まず寡婦、独り親に改めること

によってについては、人的非課税控除が金額が変わりましたので、その金額はまず教えてください。

あと固定資産税の納税義務者については、使用者が不明の場合についてはそれぞれ適切に果たしていくということですが、先ほどもお話をさせていただきましたが、相続をしなければならない人に対してほぼ強制になった、今回。その強制になっている内容について、お伺いをします。また、それについてどのように市は強制の内容について執行していくのかについて、お伺いをいたします。

続いて、これは今様々な税が減収になるというお話もありましたので、市税についてどのくらいの減収になるのか、固定資産税についてどのくらいの減収になるのか、軽自動車税についてどれくらいの減収になるのか、市のたばこ税についてどれくらいの減収になるのか、その4つの税についてそれぞれ減収と見込まれる金額について、お伺いをいたします。

また、その減収として見込まれる金額については何らかの補填があるのかないのか、その補填の状況についてお伺いをいたします。

最後に、これらの税金については、コロナ対策も含めて市民の皆さんにはちゃんと知っていただいてそのように行っていかなければならない、執行していかなければならないところがありますので、どういう形でしっかりと周知を行っていくのか、そのことについて最後お伺いをいたします。

#### ○総務部長（奥田哲弘君）

まず1点目の寡婦控除の金額ということによろしかったかと思いますが、個人住民税の所得控除額が26万円から30万円に変わります。

次に、強制的なことですね。相続が3か月以内に行わなければならないという規定がほかにございます。それができない場合は、報告をしていただくというのが新たに設けられた制度でございます。運用のほうに関しましては、まだ国のほうからの細かいことが参っておりませんので、それが届かない方については何らかの通知をしたり指導する形になろうかと考えております。

次に、税の関係でございますが、減額です。市民税につきましては令和元年数値で試算をすると63万8,000円が寡婦の関係の減額に当たるのかなあと。それと肉用牛の売却による事業所得の特例分が約25万円の減収が見込まれます。また、個々の関係でございますが、固定資産税、軽自動車税については特にございません。また、市たばこ税については経過措置期間が減収が見込まれますが、販売本数が不明のため算出ができないところがございます。

また、補填の関係でございますが、コロナの関係の減税に限り、国の情報によりますと地方税減収補填特別交付金、固定資産税減収補填特別交付金等で補填されるということは伺っておりますが、詳細はまだ市のほうに届いておりません。ほかの税につきましては、措置はございません。以上でございます。

#### ○18番（河合克平君）

ちょっと1つだけ。先ほど固定資産税についてはゼロということだったんですが、先ほど幾

らかということについて768万円減収になるということのお話もありましたので、それは今回ゼロということでもいいということですか。先ほど、固定資産税の減収は768万円あるという原さんの答えがありましたけど、今ゼロというふうにおっしゃられたので。

○総務部長（奥田哲弘君）

御質問がコロナの部分とコロナでない部分が混在しておみえになられるので、それぞれ今回の税が、国の方針、2回分が1つになっています。それが多分混在してしまっていますので、個別の数値であれば後ほど、コロナ以外の部分の減収分、コロナ分の減収分ということでお答えをさせていただきたいと思いますが、多分、御質問と答弁とがちょっと混同してしまっていますので、よろしいでしょうか。

○議長（島田 浩君）

河合議員、議案質疑は2回までですので、これから十分気をつけるようにお願いします。

○18番（河合克平君）

今、答弁の内容のそごがあったので。

○議長（島田 浩君）

答弁漏れだと思って許しましたが、次回から気をつけてください。

○18番（河合克平君）

はい。

○議長（島田 浩君）

ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

ほかに質疑もないようでございますので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・議案第29号（質疑）

○議長（島田 浩君）

日程第2・議案第29号：愛西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

初めに、7番・原議員、どうぞ。

○7番（原 裕司君）

議案第29号：愛西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、1点だけ質問させていただきます。

この条例の一部改正については、今まで居宅訪問型保育事業に関する見直しであります。保育をしようとする対象乳幼児や独り親家庭の保護者が、夜間及び深夜の勤務に対応する等、家庭状況を勘案して居宅訪問型保育を提供するということが今まで明記されていたところ、今回、新たに追加された保護者の疾病や身体状況、あるいは精神上もしくは環境上の理由によって乳幼児を養育するということが困難になった場合ということが明記されるようになりました。対

象者というふうになりました。

愛西市におきまして、現在の対象者数と条例改正後によって対象者数の変動はどのように変わっていくか、お答えいただきたいと思います。

○健康子ども部長（小林徹男君）

現在、愛西市で対象者はございませんので、変動はございません。以上でございます。

○議長（島田 浩君）

次に、6番・吉川議員、どうぞ。

○6番（吉川三津子君）

議案第29号について、1点確認をさせていただきたいと思います。

資料2のほうに連携施設の確保に関する見直しというところで、卒業後も引き続き教育または保育の提供を受けることができる場合はということが書かれているわけなんですけど、どんな条件を整えば連携確保が不要で引き続き家庭的保育が利用できるのか、その条件について教えていただきたいと思います。

○健康子ども部長（小林徹男君）

今回の改正では、家庭的保育等を利用している3歳未満のお子さんが家庭的保育所等を卒園後に、引き続き教育・保育の提供を受けることができるように定員枠が確保されている場合には連携が不要ということになっております。以上でございます。

○6番（吉川三津子君）

そうすると、人数的に余裕があればオーケーということで、保育士等の資格的なものとか施設環境整備とか、そういったものは一切関係なく人数だけのことでよろしいでしょうか。

○健康子ども部長（小林徹男君）

あくまでも定員枠の話でございます。以上でございます。

○議長（島田 浩君）

次に、17番・真野議員、どうぞ。

○17番（真野和久君）

それでは質問します。

今回の家庭的保育所等事業に関してですけれども、最初に、先ほど原議員の対象者はゼロという話でしたが、そもそもこういった事業が愛西市においてあるのか。そして、多分ないと思うんですが、なければなぜ愛西市ではそうした申請がないのかということについて、考えられる要因があればそれをお尋ねしたいというふうに思います。

それから、今回3歳以上でも、先ほど吉川議員の質疑もありましたが、引き続き保育を提供できるということでもありますけれども、なぜそういうふうに規定が変わったのかについての理由についてお尋ねします。

それからもう一つですが、今のところ申請はないということですが、一応こうした事業に関しては市が認可することになってはいますが、そうした事業の申請があった場合、またそれを認可した場合のこうした事業を市が見ていく場合に対する課題等があれば教えていただき

たいと思います。

○健康子ども部長（小林徹男君）

1点目ですけれども、現状、愛西市で待機児童が発生していないということから、事前の相談や認可申請等がないと、そのように考えております。

2点目でございますけれども、家庭的保育事業等の対象者につきましては、3歳未満のお子さんですので、3歳以上で引き続き教育・保育の提供を要望する保護者のために施設の連携とこのことの確保が必要となってこようかと思っております。

3点目の市の認可の話ですけれども、市で認可するに当たりましては、条例に従い、設備及び運営の判断をすることになりますが、その前段階として要綱に基づき事前協議をすることになります。そこでニーズ量を勘案するとともに、数年先も見据えての必要であるかどうか、その辺を判断する必要があると思っております。

認可後は、運営上の基準に則して運営がされているか監督する必要があるというふうを考えております。以上でございます。

○17番（真野和久君）

一応、今のところ待機児童が愛西市の場合はいないので、こうした申請がないという話ではありましたが、ただ家庭的保育事業だと単に待機児童がいるかどうかということだけではなくて、そうした保護者のニーズとか、いわゆる一般の保育園に入らないというようなニーズとか、またあるいはその家庭的保育事業を立ち上げる申請者が、これまでの経験に基づいてある意味充実した保育を個人的にやってみたくてかというようなこともあると思うんですが、そうしたことってというのは愛西市の場合にはないのでしょうか、その点について確認します。

○健康子ども部長（小林徹男君）

3歳未満のお子さんのニーズに対しては、今のところ足りているということで申請がないというように判断はしております。以上でございます。

○議長（島田 浩君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第3・議案第30号（質疑）**

**○議長（島田 浩君）**

日程第3・議案第30号：愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

初めに、6番・吉川議員、どうぞ。

**○6番（吉川三津子君）**

それでは、議案第30号について質問をさせていただきます。

現在、連携受入れ施設を確保して卒業後の教育・保育をしている園はあるのか、教えていただきたいと思います。

それから、こうしたことを行う場合、市の許可や届出が必要なのか。また、今後こうしたことを取り組もうという園があるのか、教えていただきたいと思います。

○健康子ども部長（小林徹男君）

現在、市内では特定地域型保育事業者はございません。

また、地域型保育事業者は市の認可が必要になってきますが、今のところ取組の相談も聞いていないのが現状でございます。以上でございます。

○6番（吉川三津子君）

ちょっと私、あんまり詳しくないので教えてほしいんですけども、園とか何かで卒園して塾を開設したりとか、そういった事例は全くこういうことには関係がないんでしょうかね。

○健康子ども部長（小林徹男君）

卒園後の塾というのが、若干私、解釈ができませんので申し訳ございませんが、この条例には関係ないというふうには判断しております。以上でございます。

○議長（島田 浩君）

次に、17番・真野議員、どうぞ。

○17番（真野和久君）

そもそもが事業者が今いないということですが、これについても多分待機児童がいないということで、愛西市において申請がされないということだとは思いますが、こうしたものが申請された場合の対応というのはどうなるかについてだけ、ちょっとお尋ねします。

○健康子ども部長（小林徹男君）

この申請についての対応でございますが、先ほどもちょっと御答弁差し上げたとおり条例に基づいて認可するかどうかですが、その前段階で事前審査というのでお話を聞くことになっております。

あくまでもニーズ量についての判断ですので、先ほども言われた充実した保育とか、その辺りについては認可の判断とはなっておりませんのでよろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

○議長（島田 浩君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

ここで、職員入替えのため暫時休憩といたします。

午前10時18分 休憩

午前10時23分 再開

○議長（島田 浩君）

それでは、休憩を解きまして会議を再開いたします。

◎日程第4・議案第31号（質疑）

○議長（島田 浩君）

日程第4・議案第31号：愛西市後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

16番・加藤議員、どうぞ。

○16番（加藤敏彦君）

議案第31号：愛西市後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてですけれども、対象となるのはどのような人なのか。それから、感染が疑われる人も対象になるのか、傷病手当金の額はどのように決められるのか、支給期間はいつまでか、傷病手当金の財源は何かについてお答えください。

○保険福祉部長（近藤幸敏君）

それでは、順次お答えさせていただきます。

対象者につきましては、後期高齢者医療の被保険者で被用者のうち新型コロナウイルス感染症に感染した者、または発熱等の症状があり感染が疑われる者となっております。

感染が疑われる人のうち、発熱等の症状がある方は対象となりますが、無症状の濃厚接触者の方など感染の疑いがあっても症状のない方は対象とはなりません。

次に、傷病手当金の額でございます。こちらは1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した三月間の給与等の収入額の合計額を就労日数で除した金額の3分の2に相当する金額となります。ただし、標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の3分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときはその金額となります。

続きまして、支給の適用期間でございます。こちらは令和2年1月1日から9月30日までの間で、療養のため労務に服することができない期間となります。

最後に、傷病手当金の財源でございます。こちらは愛知県後期高齢者医療広域連合において国に申請し交付を受ける後期高齢者医療の特別調整交付金により支給額の全額を支援されることとなっております。以上でございます。

○16番（加藤敏彦君）

再質問ですけれども、傷病手当金ですが、ちょっとこれは後期高齢者75歳以上で収入があるということは、働いているということかというのと、傷病手当金で最高月額が決められていて、その3分の2を超えた場合は上限とするということですが、具体的な上限の金額は幾らに設定されるのかということですね。

それから、支給期間ですけれども、待機日数とかいうのはあるのかないのか。全て休業した日数が対象になるのかどうかについて、確認をしたいと思います。

○保険福祉部長（近藤幸敏君）

まず1点目の、75歳以上の働いてみえる方についてということございまして、こちらは被

用者が対象になりますので御理解いただきたいと思います。

それから、2点目の傷病手当の額の関係でございます。こちらは例でございますが、令和2年の3月現在で日額3万887円と示されております。

それから、3点目の待機日数につきましては、継続3日間というのが待機日数というふうになっております。以上でございます。

○議長（島田 浩君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第5・議案第32号（質疑）

○議長（島田 浩君）

日程第5・議案第32号：愛西市国民健康保険条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

初めに、2番・石崎議員、どうぞ。

○2番（石崎誠子君）

それでは、議案第32号：愛西市国民健康保険条例の一部改正について、質問いたします。

これまで国民健康保険制度は様々な就業形態の被保険者が加入していることを踏まえ、多くの自治体が傷病手当金を支給していなかったと聞いております。

今回、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に対して傷病手当金を支給することとなった経緯と、どのような就業形態の被保険者を対象としているのか、お尋ねいたします。

そして、本市においては幸い新型コロナウイルス感染症に感染したという発表はありません。ですが、例えば発熱や強いだるさ、嫌悪感などの症状があり、感染していなかったけれども感染が疑われる者として労務に服することができなかったという場合も対象者となるのでしょうか。

また、傷病手当金を申請するにはどのような書類が必要となるのでしょうか。以上です。よろしく願いいたします。

○保険福祉部長（近藤幸敏君）

それでは、1点目でございます。

傷病手当金の支給する経緯につきましてでございますが、こちらは感染症拡大防止の観点から国が緊急的、特例的な措置として保険者に傷病手当金の支給を促すとともに、当該支給に要した経費について全額財政支援を行うこととしたことに伴いまして実施するものでございます。

また、就業形態は、雇われて給与等の支払いを受けている被用者を対象といたしております。

次に、感染が疑われる者についてでございますが、基本的には医療機関において労務不能と認められた場合に傷病手当金の対象となります。

3点目の申請書類についてでございますが、世帯主の方に御提出いただく書類といたしましては、世帯主記入用、被保険者記入用、事業主記入用、医療機関記入用の4種類の申請書がございます。以上でございます。

○2番（石崎誠子君）

ありがとうございます。

それでは、1点、再質問させていただきます。

帰国者・接触者外来などの医療機関を受診した場合は、医療機関において記入した書面をもって傷病手当金の対象者と判断できると思います。ですが、受診できなかった方や職場から自宅待機を促された方についてはどのように判断されるのでしょうか。お願いいたします。

○保険福祉部長（近藤幸敏君）

医療機関を受診しないまま体調が改善した場合、被保険者記入用の申請書にその旨を記載するとともに、休養期間などを事業主に証明していただくことにより就労不能と認めて傷病手当金を支給する予定をいたしております。

ただし、療養のため労務に服することができないときに支給するものであるため、感染の疑いのないものの事業主からの指示で労務に服さなかった場合や、無症状の濃厚接触者の方は傷病手当金の対象とはなりません。以上でございます。

○議長（島田 浩君）

次に、7番・原議員、どうぞ。

○7番（原 裕司君）

それでは、議案第32号の国民健康保険税条例の一部改正について質問させていただきます。

先ほど、石崎議員のほうから数点質問がありましたので、重複する部分は省きたいと思えますけれども、社会保険につきましては従来から傷病手当だとか労災等の手当が支給され、休業補償に充てられておったんですけれども、今回、国民健康保険に加入しておる方も傷病手当が支給される。これはコロナ感染症の関係での対策だということになっておりますけれども、この傷病手当の算出方法、社会保険と国民健康保険、先ほど労働日数等の算出について説明がありましたけれども、社保と国保の算出方法の違いについてお伺いしたいと思います。

○保険福祉部長（近藤幸敏君）

社会保険と国民健康保険の算出の違いでございます。

まず社会保険につきましては、全国健康保険協会が都道府県ごとに保険料額の表を設定しております。被保険者が事業主から受ける月額賃金を保険料額表に当てはめまして、該当する区分の標準報酬月額をまず求めます。そして、直近12か月の標準報酬月額を平均した額の30分の1に相当する額の3分の2の額に、3日を経過した日から仕事に就けなかった日数を乗じまして傷病手当金を算出いたします。

次に、国民健康保険の場合は時給制や日給制など様々な就労形態の被用者を対象としております。直近の継続した3か月の給与収入の合計額を就労日数で除した金額に3分の2を乗じまして、傷病手当金の1日当たりの支給額を算出いたします。以上でございます。

○議長（島田 浩君）

次に、16番・加藤議員、どうぞ。

○16番（加藤敏彦君）

対象者ですけれども、海外から帰国した待機者については対象になるかどうかについて、お尋ねをいたします。

それから、31号でもお尋ねしましたが、支給額の上限が設定されているのかどうか。それから、いつまで支給が認められるのか。また、財源はどのようなのかについて確認をしたいと思えます。

○保険福祉部長（近藤幸敏君）

帰国した対象者の関係でございます。こちらにつきましては、傷病手当金は療養のため労務に服することができない人に支給するものでございますので、無症状の場合は対象とはなりません。

次に、支給額の上限についてでございますが、先ほどとちょっと重複いたしますが、1日当たりの支給額について、標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときはその金額とすると示されております。

それから、いつまで支給が認められるかということでございますが、適用期間につきましては令和2年1月1日から9月30日までの間で、療養のため労務に服することができない期間とされております。

次に、傷病手当金の財源でございますが、こちらは国保の特別調整交付金により支給額の全額を支援されるということになっております。以上でございます。

○16番（加藤敏彦君）

支給額の上限の具体的な金額が分かりましたら、紹介いただきたいと思えます。

それから、財源についても国保ということですが、国保に国とか市からの繰入れをして財源を確保するののかのそういう財源についてはいかがでしょうか。

○保険福祉部長（近藤幸敏君）

支給額の上限につきましては、先ほどの例と重複いたしますが、令和2年3月現在で日額3万887円でございます。

それから、国保の財源につきましては、こちらは全額国からの支給ということになっております。以上でございます。

○議長（島田 浩君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・議案第33号（質疑）

○議長（島田 浩君）

日程第6・議案第33号：愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

初めに、7番・原議員、どうぞ。

○7番（原 裕司君）

それでは、議案第33号：愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、2点ほど質問させていただきたいと思います。

1点目ですけれども、障害補償年金の支払い基準と障害補償金前払い一時金等の支給される条件について、説明をお願いしたいと思います。

2点目ですけれども、改正の内容として法定利率の改正についてであります。

今まで100分の5の事故発生時における法定利率となっておりましたけれども、今回、法定利率の変更によりまして現在の利率の補償とどのような影響が及ぶのか、説明をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

○消防長（横井利幸君）

障害補償年金の支払い基準ですが、障害の程度に応じて障害等級の該当者に障害補償年金を支給します。

前払い一時金の支給条件ですが、受給権者の申出により受け取ることができる年金の一部を前払い一時金として支給します。

現在の利率と補償の影響ですが、法定利率は現在の法定利率100分の5を事故発生日における法定利率に改正するもので、改正により100分の3となります。利率の変動により、受給権者に不利益になることはございません。以上です。

○7番（原 裕司君）

答弁ありがとうございました。

では、再質問させていただきます。

先ほど、消防長のほうから法定利率が100分の5から100分の3に引き下げられたということで、法務省令で定めるところによりますと、この法定利率というのは3年を1期として1期ごとに法定利率を変更していくというようなことが記載されております。

愛西市では変動の実績がどのようになっているかということを、説明をお願いしたいと思います。

○消防長（横井利幸君）

民法の制定以来、変動の実績はございません。以上です。

○議長（島田 浩君）

次に、18番・河合議員、どうぞ。

○18番（河合克平君）

議案第33号：愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、質問いたしますが、今回、補償基礎額が引上げとなっておりますが、その引上げとなった社会的背景、理由について

て教えてください。

また、利率については100分の5から100分の3になるということでお話がありましたが、これについては特に影響がないということですが、支給を受けている人からすると負担が増えるのか、減るのか、そういう影響がないということでもいいのか、教えてください。

○消防長（横井利幸君）

引上げの理由ですが、社会経済情勢に鑑み、消防団員の処遇の改善を図る観点から改正されました。

影響ですが、法定利率は現状より引き下げられているため、受給権者に対する不利益な影響はございません。以上でございます。

○18番（河合克平君）

不利益な影響がないというのは、得するという言い方はいかなけれども、負担があるのかなのかということと言うと、負担がないと、負担が減るという認識でいいのか、再度内容についてお願いします。

あと今回の補償条例ですが、愛西市においてこの補償条例が適用された案件について、あるのか、あればどういう状況なのか教えてください。

○消防長（横井利幸君）

負担につきましては、減ります。

なお、この実績については、愛西市ではありません。以上です。

○議長（島田 浩君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

ここで、職員入替えのため休憩をいたします。再開は午前10時50分といたします。

午前10時42分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（島田 浩君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・議案第34号（質疑）

○議長（島田 浩君）

日程第7・議案第34号：令和2年度愛西市一般会計補正予算（第2号）を議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

初めに、2番・石崎議員、どうぞ。

○2番（石崎誠子君）

議案第34号：令和2年度愛西市一般会計補正予算（第2号）について、質問いたします。

補正予算書10、11ページ、3款1項2目12、14節の老人福祉施設修繕工事について質問いたします。

佐屋老人福祉センター、佐織総合福祉センター、それぞれの修繕工事をされるとのことですが、現在の状況と具体的な工事内容、もし分かれば施設ごとの工事費についてお尋ねいたします。

次に、同じく10、11ページ、3款2項1目児童福祉総務費、12節、児童手当システム改修委託料について質問いたします。

この改修に至った経緯、またどのような改修になるのかお聞きします。

続いて、同じく10、11ページ、3款2項3目10節の修繕料について質問いたします。

この修繕料は、佐屋北保育園調理室のガス回転釜の修繕とのことですが、現在どのような状態であるのか、お尋ねいたします。以上です。よろしくお願いいたします。

○保険福祉部長（近藤幸敏君）

私のほうからは、老人福祉施設の修繕工事についてお答えさせていただきます。

まず佐屋老人福祉センターでは、1階や2階の漏水が発生しております。広範囲にわたり外壁タイルのひび割れや浮きが点在し、窓サッシなどのシーリングの経年劣化による亀裂が確認されております。そのため、2階屋上防水対策として全面に塗膜防水を施します。また、外壁タイルにつきましては、ひび割れ補修、薬剤注入等により剥落防止対策を行います。その他、建物全体に施されておりますシーリングの打ち替えを行うこととしております。工事費といたしましては、3,703万7,000円を予定いたしております。

次に、佐織総合福祉センターでは、佐屋老人福祉センターと同様の状況が確認されており、施工方法も同様となります。ただし、佐織総合福祉センターにおいては平成30年度に屋上防水対策を施しておりますので、屋上防水はいたしません。工事費といたしましては、3,930万3,000円を予定いたしております。以上でございます。

○健康子ども部長（小林徹男君）

私のほうからは、児童手当システムの改修委託料について御答弁申し上げます。

まず1点目の改修に至った経緯でございますが、これは国から全国統一で改修するようとの通知によるものでございます。

2つ目の改修の内容につきましては、児童手当における社会保障・税番号制度情報連携に係るデータ標準レイアウトの改正に伴うシステム改修となります。改修することで、マイナンバーと連携して確認できる情報の項目が追加されることとなります。

もう一点、佐屋北の部分でございます。佐屋北保育園のガス回転釜でございますが、現状、2つあるガス回転釜のうち、1つがスムーズに回転をせず不安定な動きを起こすようになっておりますので、修繕をするものでございます。以上でございます。

○2番（石崎誠子君）

御答弁ありがとうございました。

では、再質問いたします。

福祉センターの修繕についてなんですが、こちらはいつ頃の工事を考えられているのか。また、その工事の期間中、一部閉館するなど利用者への影響は何かあるのか、お聞きいたします。

そして、システム改修について、国からのということで全国统一ということなんですが、この情報の項目が追加されるということなんですが、具体的にどう変わるのかお聞かせください。

あと、それからガス回転釜の修繕についてお伺いいたします。

佐屋北保育園では、本来だとガス回転釜が2つあるということですが、それはいつ購入したものなのか。その釜でどのようなメニューがつけられているのか。また、他の園でも同じように設置されているものなのかお尋ねいたします。以上、よろしくお願いたします。

○保険福祉部長（近藤幸敏君）

老人福祉施設の工事期間とその利用者の影響について、お答えさせていただきます。

こちらにつきましては、工事期間は一応両施設とも6か月程度を予定させていただいております。それから、工事期間中は一部駐車場などで御不便をおかけすることもあるかと思いますが、誘導員を配置するなど対応していきたいというふうに考えております。

なお、足場やメッシュシートで覆われますが、施設を休館する予定はございません。以上でございます。

○健康子ども部長（小林徹男君）

システム改修の関係でございますが、改修することで児童手当が収入の算定に必要な場合に情報連携として支給実績が把握できるようになります。以上でございます。

失礼しました。ガス回転釜の購入年数でございますが、17年に購入をしております。ほかの園についても同様に設置しております。

メニューにつきましては、みそ汁やスープなどの汁物と煮物、カレー、いため物などを同時に調理することができることになっております。以上でございます。失礼しました。

○議長（島田 浩君）

次に、7番・原議員、どうぞ。

○7番（原 裕司君）

それでは、議案第34号：令和2年度愛西市一般会計補正予算（第2号）について、総務費について質問させていただきます。

1項総務管理費、15目交通安全推進費における高齢者安全運転支援装置設置促進補助金に金額475万2,000円が計上されております。様々な安全装置があると思えますけれども、この安全装置の取付け内容、予定する台数、取付け金額について説明をお願いしたいと思います。

○企画政策部長（宮川昌和君）

今回の安全装置の取付け内容等ということでございます。

市内に住居を有し、令和3年3月31日現在におきまして65歳以上となる高齢者ドライバーの方を対象といたしまして、安全運転支援装置の設置の費用を補助するものでございます。

市の補助金額は、障害物検知機能つきで上限が3万2,000円で、障害物検知装置機能なしで上限が1万6,000円でございます。予定台数といたしましては、検知機能つきで132台、機能な

して33台、合計の165台を予定しております。

平均的な設置費用といたしますと、検知機能つきで8万円、検知機能なしで4万円程度というふうでございます。なお、お一人様1回限りの補助金となります。以上でございます。

○7番（原 裕司君）

答弁ありがとうございます。

それでは、再質問させていただきます。

安全装置取付けの支払い方法ですね。最終的な自己負担額は幾らになるか、説明をお願いしたいと思います。

また、補助金申請に当たって何日ぐらいかかるか、説明をお願いしたいと思います。

○企画政策部長（宮川昌和君）

それでは、取付けの支払い方法等ということでございます。

個人のお支払いにつきましては、装置の定価から国の補助分を差し引いた残額を装置の設置業者に払うこととなります。装置設置後、期日までに危機管理課窓口申請書と、あと必要書類を御提出いただければ、残額であります5分の4、検知機能つきで3万2,000円、なしで1万6,000円を上限に申請者にお支払いいたします。

補助金のお支払いにつきましては、申請書は提出後約1か月程度で申請者の指定口座にお振り込みをいたしたいと思っております。以上です。

○議長（島田 浩君）

次に、1番・馬淵議員、どうぞ。

○1番（馬淵紀明君）

議案第34号：令和2年度愛西市一般会計補正予算（第2号）のところの質問をさせていただきますが、今石崎議員と原議員からの質問と重複する部分があるのでそこは割愛させていただきますが、まず最初に2款1項15目18節、補助金475万2,000円の今原議員が質問あったところですけども、最初にこの性能認定制度を受けている装置の種類と数を教えていただきたいと思います。

また、県内で令和2年4月から実施しているところはどこがあるのか、教えてください。

それから次に、3款1項2目14節工事費請負のところの工事期間が約6か月というお話でしたけれども、具体的に何月から何月と分かれば教えていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○企画政策部長（宮川昌和君）

私からは、安全運転装置の件でございます。

まず性能認定制度を受けている装置の種類、数ということでございます。こちらにつきましては、国土交通省が性能認定している装置ということで、障害物検知機能つきが5社6種類、検知機能なしで5社8種類、合計の10社14機種ということでございます。

それと県内で4月から実施しているところということでございますが、こちら県内では名古屋市、弥富市、飛島村をはじめ33市町村が実施しております。以上でございます。

○保険福祉部長（近藤幸敏君）

老人福祉施設の工期の関係でございます。

こちらにつきましては6か月ということでございますが、議決後なるべく早い時期に手続を進めていこうと考えておりますが、時期についてはまだ未定でございます。以上でございます。

○1番（馬淵紀明君）

分かりました。

今の高齢者の安全運転支援装置の再質問をさせていただきますけれども、これどこで購入してやられるのか。市内でそういう場所があるのか、お尋ねいたします。

それから、4月から実施しているところが幾つかあるかということですがけれども、愛西市はなぜ4月から行わなかったのか。それから、昨年と今年、今年度4月からでも結構なので、踏み間違いの事故の数がどのぐらいあったのかもお尋ねいたします。

また、近隣の弥富市、飛島村の申請状況も教えてください。

それから、今回の補助金制度のことですがけれども、実施期間は今年度だけなのか、それとも来年度以降も考えているのかもお尋ねします。よろしく申し上げます。

○企画政策部長（宮川昌和君）

それでは、順次お答えさせていただきたいと思えます。

まず市内での取付け業者ということでございますけれども、一応検知装置付きのほうで2社、あと検知機能なしのほうで1社確認をしております。

続きまして、今回当初で上げなかったというところでございますが、今回、県からの補助金の制度につきまして、私どものほうで知り得たのが当初予算の締切り後ということでございますが、今回、6月で補正をさせていただいてお認めを頂きたいということで計上させていただいております。

あとその次は、事故がどの程度ということでございます。こちらにつきまして、高齢者の踏み間違いによる重大事故ということで、平成30年度で愛知県で91件、愛西市ではゼロ、あと令和元年で愛知県で101件、愛西市で1件発生している状況でございます。

その次に、近隣の申請の状況でございますが、弥富市でございますけれども、センサーありで2台のみということで今のところ聞いております。

その次に、今後について、この補助の継続ということでございますが、国、県につきましても令和2年度限りということでございますので、市においても令和2年度限りということで予定をしております。以上です。

○議長（島田 浩君）

次に、6番・吉川議員、どうぞ。

○6番（吉川三津子君）

議案第34号：令和2年度愛西市一般会計補正予算について、質問させていただきます。

最初に、歳入の財源についてお伺いをしたいと思います。

今回、財源に繰越金とか財政調整基金の市の財源を充てているわけなんですけれども、いろ

んなイベントが中止されて財源的に余ってきているものもあるのではないかと思いますけれども、そういったものを今回、補正の計上の財源に充てることをしなかったのか、なぜしなかったのか、その理由についてお伺いをしたいと思います。

それから、総務費の総務管理費、安全推進費の先ほど11ページの高齢者の安全運転支援装置についてですけれども、これは皆さんから質問があったので確認だけはさせていただきたいんですが、これは業者が申請するのであって、年齢だけが補助金を受けることができるかどうかの条件であるというふうに判断していいのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

それからもう一点、これを設置できる車屋さんというのは愛西市周辺にいっぱいあるのかどうなのか、その辺についても確認をさせていただきたいと思います。

それから、総務費、コロナウイルス感染症緊急対策費、感染症予防費の11ページ、消耗品費、医療材料費についてお伺いをしたいと思います。

これについては学校でのマスク、それから消毒液等を小・中学校に配置するんだというお話があったわけなんですけれども、マスコミ報道等で先生方、とても子供と関わるのに忙しい中、消毒液を持って子供を追い回すというか、消毒をさせるために労力を使ったりとか超多忙な状況にあります。そういった意味で、こういった消毒を促したり手洗いを促したりするような補助員の加配については考えなかったのか。そういったものは、こういった国とか県からの助成対象にならないのか、確認をさせていただきたいと思います。

それから、今回この消毒、マスク等は小・中学校に限られ、他の福祉施設の費用は入っていないようなんですが、その理由についてお聞かせを頂きたいと思います。

それから、総務費、コロナウイルス感染症緊急対策費、緊急経済対策費、11ページ、学校給食食材補償金についてお伺いいたします。これはこういったケースのときに支払われるのか、条件等について教えていただきたいと思います。

それから、急に学校等も休みになったりとか、始まると言いながらまた休みになったりとかしたわけで、納品済みで無駄になった食材はどれぐらいあって、それをどのように処分したのか、有効利用等されたのか、その辺について教えていただきたいと思います。

それから、民生費、社会福祉費、社会福祉総務費の11ページ、住居確保給付費についてお伺いをしたいと思います。これからだと思えるんですけれども、コロナで失業して家をなくしたりとか、寮を出たりとか、様々な相談が今後来るとは思いますが、今の現状でコロナ感染のことが問題になっての相談の現状についてお聞かせを頂きたいと思います。

そして、居住の確保をした後、市はどのようにしてこの世帯を支えていくのか、関わりを持っていくのか、教えていただきたいと思います。

それから、突然にその日に寝る場所がないというケースについて、以前も議会の中でお話をさせていただいたことがあります。今現在、津島市にあるNPOのそういった施設をお使いかと思いますが、今後そういった方々が増えた場合、愛西市として備えができていくのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

それから、民生費、生活保護費、生活保護維持費についてお聞かせいただきたいと思います。

13ページ、生活保護システム改修委託料です。日常生活支援住居施設の入居者支援ということなんですけれども、愛西市においてこういったケースの場合、どんな施設に対してどのような支援をしていくのか、内容的なことをお伺いしたいと思います。これによって、どのようなシステム改修がされるのか、お聞かせを頂きたいと思います。

1回目、以上です。

○総務部長（奥田哲弘君）

まず財源の関係でございますが、年度内にイベント等が実施できなければ最終的に減額の補正は当然いたします。ただ、本補正予算策定時点では、まだその時点ではなかったということで御認識いただきたいと思います。以上です。

○企画政策部長（宮川昌和君）

それでは、安全運転支援装置の関係でございます。

まず年齢の要件だけなのかということでございますが、こちらにつきましては補助の要件として年齢65歳以上もございまして、あと市内に住所を有するとか、あと有効な免許証を保持しているということも必要となってまいります。なおかつ、こちらについては本人で申請をしていただくということでございます。

周辺の取付け箇所ということでございますが、周辺にもございます。こちらにつきましては、一般社団法人次世代自動車振興センターのほうで認定した愛知県内の取付け装置取扱事業者により販売、設置されたものということでございますので、こちらの振興センターのほうのホームページには数多くの業者が載っておるところでございます。以上です。

○教育部長（大鹿剛史君）

まず1点目、先生の多忙化についてでございます。

学習指導を図るためのTT指導や学級担任の補助のための学習指導員については、必要に応じて追加配置をしたいと考えております。

2点目の学校給食食材補償金についてでございます。

まずどんなケース、こちらにつきましては市が発注をして、その発注を取り消した場合、納入業者に対しての違約金等を協議により決定してまいります。納品済みの関係でございますが、3月2日使用分として、根ショウガ2.35キログラム、大根87.5キログラム、ニンジン55キログラムがございました。これにつきましては、納品業者により適正に処分をいたしました。以上でございます。

○健康子ども部長（小林徹男君）

私のほうから、消毒液の福祉施設等への費用につきましてお答えをさせていただきます。

この件につきましては、5月8日に承認いただいた第1号補正予算において予算計上して、事業を進めております。以上でございます。

○保険福祉部長（近藤幸敏君）

まず住居確保給付費の関係でございます。

こちら、まずコロナ後の相談の現状でございますが、相談の現状につきましては、4月1日

から5月27日まで、電話相談を含めまして17件ございます。そのうち、住居喪失のおそれがある3件につきまして、今回の申請が出てきておるものがございます。

それから、居住後の市の関わりでございますが、支給決定後は市の生活困窮の自立相談事業の相談支援員が支援プランの作成を行いまして、生活再建への支援を行います。

それから、その日に住居がない方への備えでございますが、愛西市内の住居の賃貸契約をしていただきまして、支給要件が合えば住居確保給付金の対象となるわけでございますが、その日に住居がない方は生活困窮者自立支援事業や生活保護を含めた相談に乗らせていただきます。

就労意欲がある方につきましては、即入寮可能な企業の情報を提供いたしまして、条件が合えば入居をしていただきます。すぐに就労できない方につきましては、無料低額宿泊所施設等を御紹介いたしております。

それから、生活保護の支援システム改修の件でございます。

こちらのまず日常生活支援の住居施設の入所支援の関係でございますが、日常生活支援の住居施設の入所支援につきましては、無料低額宿泊所の質の向上と利用者への日常生活支援を行う改正でございます。

日常生活支援住居施設とは、無料低額宿泊所のうち生活保護受給者の方に対する日常生活上の支援を行うために、人員配置等を行うなど一定の要件を満たす施設でございます。この施設に支援を必要とする生活保護受給者の方が入所した場合、福祉事務所が事業所に日常生活上の支援実施を委託いたしまして、対象者の支援を行うものでございます。

また、システムの改修内容でございますが、こちらはシステムの改修によりまして事務費の算出、それから国・県への統計報告、それから負担金の申請・実績報告への基礎数値の算出等に反映させるためでございます。以上でございます。

○6番（吉川三津子君）

それでは、順次質問のほうをさせていただきます。

高齢者安全運転支援装置について、広報のほうはどのようにされていく予定なのか、お伺いをしたいと思います。

それから学校の消耗品費、医療材料費のほうで必要に応じて先生等の補助員の追加等してきたいということでしたが、手洗い等で外部に蛇口が少ないということもいろいろ報道されているんですけれども、そういったものは衛生上足りている状況なのか、それに対して手当てはされたのか、お伺いをしたいと思います。

それから、給食の食材なんですけれども、無駄にされた食材というのは納品業者が引き取って処分したと。金額的にどれぐらいの金額なのか、教えていただきたいと思います。

それから、11ページの住居確保給付について、4月1日から5月27日の相談件数等、今御報告いただいたわけなんですけど、これは去年の同時期に比べて多いのか少ないのか、その点について評価のほうをお聞きしたいと思います。

それから、先ほどその日に住居がないケースへの備えはできているのかということでお伺い

をしたわけなんですけれども、今後、津島市のNPOがやっていたところも部屋数の限度があるだろうと。そういった部分で、愛知県の居住支援協議会においてもこういった無料低額住宅の推進等もしてきているわけなんです、愛西市としてその備えをしていく予定はないのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

あと13ページの生活保護システム改修委託料の関係で、日常生活支援住居施設への入所支援をされていくということなんです、できるだけ多分愛西市に近いところの施設等を選定していく必要が今後の指導の状況からあると思うんですけれども、愛西市においてはどこの施設を御紹介しながら進めていくのか、その点についてお聞かせを頂きたいと思います。以上です。

○企画政策部長（宮川昌和君）

私からは、高齢者安全運転支援装置の広報ということでございます。

広報につきましては、この補正がお認めいただけましたら7月号広報、あと市のホームページ、市役所の窓口とか、あと福祉施設へのチラシの配布等により周知をする予定でございます。以上です。

○教育部長（大鹿剛史君）

手洗いについてでございます。

学校によって、当然それぞれ手洗い場の施設等に差異がございます。それぞれの学校において適切に手洗いができるよう、先生方が工夫をして児童・生徒に指導しておるところでございます。

次に、食材の補償金の金額でございますが、先ほど申し上げた3品で24万5,117円でございます。以上です。

○保険福祉部長（近藤幸敏君）

相談件数でございますが、去年はほぼございませんでしたので、今回は増えている状況だというふうに思っております。

それから、日常生活支援の関係でございますが、こちらにつきましては現状の施設の、県の所管するその無低の関係、無料低額宿泊施設につきましては11施設、6法人ございますので、こちらのほうでまず御案内していくということになろうかと考えております。

それから、市としての確保の援助の関係でございますが、住居の喪失の方についての一時的に市としては提供する場はございませんので、引き続き無料宿泊施設での御案内とすることになろうと考えております。以上でございます。

○議長（島田 浩君）

次に、17番・真野議員、どうぞ。

○17番（真野和久君）

それでは、何点か質問したいと思います。

最初に、先ほど学校給食食材補償費について、違約金等が発生したのは3月2日の分という話でしたが、それ以降について、そうした違約金の発生するような事案はないのか。もしあれば、今はどういう状況なのかについて、お尋ねをしたいと思います。

それから、それと児童手当システムの改修委託についてですけれども、マイナンバーと連携して確認できるようにするということが、改修内容として収入算定に必要な場合に支給実績等が分かるということでしたけれども、具体的にマイナンバーを利用してそうした検索を行っていくのかについて、それからまた申請時にそうしたマイナンバーを記入していくのか、そうしたような状況についてお尋ねしたいというふうに思います。

それから、12ページ、13ページのほうの教育費の教育総務費、事務局費で講師謝礼等でこれは道徳教育事業ということでありましたが、この支援事業ですね。今回どの学校が受託をしているのか。そしてまたこうした事業ですけれども、今回、こうした事業を委託することによって、過去の成果を踏まえてどのような効果が期待できるのかについてお尋ねをします。

○教育部長（大鹿剛史君）

まず学校給食食材の関係でございます。

納品されたものは先ほど御答弁したとおりでございます。この違約金の解釈ですが、市が発注をして、それを市が取りやめたことによって起こることを違約金ですので、納品があったのは先ほど吉川議員に答弁したとおりで、その後は納品等はございません。

次に、道徳教育の関係でございます。

今回、佐織中学校が愛知県より指定を受けます。この事業によって、道徳の授業における教師のさらなる授業力の向上、授業改善を行うことで生徒がよりよい学びを実現することが期待できると考えております。以上です。

○健康子ども部長（小林徹男君）

児童手当システムの関係でございますが、具体的には生活保護の保護費の支給額を算定する際に、支給額として児童手当の支給実績を把握するときに使用されるということが考えられます。

もう一点、申請時のマイナンバーの記入については、もう既に始まっております。以上でございます。

○17番（真野和久君）

学校給食のほうですけれども、基本的に今回の補償金に関しては違約金ということでしたが、今回のこの間、長期の給食が休業になることで、これまで給食の食材などを納入していた業者はかなり大きな、仕事上の取引も大きく減っていると思うんですけれども、そうした対応というのは給食以外のところでの事業者支援で対応していくのか、あるいはまた学校給食で特別にそうした支援をしていくのかについてお尋ねしたいというふうに思います。

それから、道徳教育に関して、今回、講師等の謝礼ということですが、具体的にどういった講師を呼ぶのかについてお尋ねします。

○教育部長（大鹿剛史君）

まず学校給食の関係でございます。

違約金の協議は今後行ってまいります。当然、市が発注をして、それを取りやめたことによる業者への損害という点で協議を行いながら、その金額を定めてまいります。それ以上に市か

ら特別な支援をする考えは今の時点では持ち合わせておりません。

それから、道德の関係でございます。

こちらにつきましては、外部講師による研修会や公開授業などをやって先生の資質の向上を図っていく、そういったための講師の費用ということでございますのでよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（島田 浩君）

次に、16番・加藤議員、どうぞ。

○16番（加藤敏彦君）

議案第34号：令和2年度愛西市一般会計補正予算（第2号）について、質問いたします。

11ページ、2款1項15目、高齢者安全運転支援装置についてですけれども、質疑の中で10社14種ということで対象があるということですが、検知機能のあるもの、検知機能のないものはどのような役割、効果を果たすのか、説明をお願いしたいと思います。

それから、165台分の予算を計上されますが、検知機能のあるものが132台、検知機能がないものが33台ということですが、この予算の中での変更はあるのか。それからあと予算が足りない場合の対応はどうするのかについて、お尋ねをいたします。

あと業者についても、県の財団ですか、社団法人に認定された業者ならば市外でも、または全国どこでもいいという形で考えていいのかどうかについて、お尋ねをいたします。

それから、11ページの3款1項1目19節の住居確保給付費ですが、質疑がありましたけれども、現在相談としては17件のうち3件がこの住居の相談があったということで計上されておりますけれども、今後の相談の予算としては3件分なのか。あと、この予定の件数としてはどうなっているのか。あと今後、相談についてはどのように対応されるのかということについて、お尋ねをいたします。

あとこの説明の中で、質の向上というようなことがあったと思いますけれども、それは具体的にどのようなことなのかについて、お尋ねをいたします。

それから13ページの3款3項1目12節の生活保護システムですけれども、これにつきましては日常生活住居支援、ここですね。ここで一定の要件を満たすということでしたけれども、具体的にこれまでとどのように変わるのかについて、お尋ねをいたします。

それから、13ページの10款4項3目12節、文化会館外壁等修繕工事監理委託料ですけれども、どのような工事を行うのかというのと、なぜ3月の当初予算に計上されなかったかについてお尋ねをいたします。お願いします。

○企画政策部長（宮川昌和君）

それでは、急発進の抑制装置の検知装置のありなしでございますが、私どものほうで今読み解くところでいきますと、間違いを教えてくれるかかれないかというところだというふうにならんと解釈をしております。

その次、今回のこの金額について変更はあり得るのかということでございますが、検知装置つきなしのところでは台数は柔軟に考えていきたいというふうに思っております。

あと上限を超えた場合ということでございますが、そちらにつきましては安全の確保ということで補助額がかなり上回ってきたということであれば、ある程度その次の補正ということも考えていく必要があるのかなあとというふうに今のところ考えております。

あとこの装置でございますが、これはあくまでも県内の業者で取り付けていただくということで御理解を頂きたいと思っております。以上です。

○保険福祉部長（近藤幸敏君）

住居確保給付費の関係でございますが、まず予定件数につきましては11件を見込ませていただいております。

それから相談の関係は、引き続き今後も相談のほう応じていきたいというふうに考えております。

それから、生活保護の関係のほうでございますが、一定要件につきましては先ほどとちょっと重複いたしますが、無料低額宿泊所のうち、生活保護受給者の方に対しまして日常生活上の支援を行うために人員配置等を行う場合というのが一例として挙げられております。以上でございます。

○教育部長（大鹿剛史君）

文化会館の工事の内容です。

外壁タイル面及び吹きつけ部分の外壁改修、サッシ周り及び誘発目地のシーリング打ち替え、足場該当部分の防水改修、扉、鉄柵の塗装、壁つけ照明器具取替え、ホール玄関漏水修繕などでございます。

当初予算に計上されなかった理由でございます。市役所内で監理を行う調整をしておりましたが、委託した方が効率がいいと判断し、今回の補正で監理を委託するものでございます。以上です。

○16番（加藤敏彦君）

11ページの高齢者安全運転支援装置ですけれども、これは国の事業という説明がありましたが、検知機能があるものが8万円のうち3万2,000円、検知機能がないものが4万円のうち1万6,000円ということですが、この財源としては国とか県とか市、どのような割合になっているのか。それから、単年度事業ということで、知らせて、翌年になって、ああそういうことならばやりたかったのにとというような話が出るように思うんですけれども、来年度も継続できる条件はないのかについて、お尋ねをいたします。

あと13ページの生活保護システムの関係で、日常生活支援住居施設で人員の配置という説明がありましたけれども、具体的な人員の数とかはあるんでしょうか。

それから、13ページの文化会館外壁の修繕工事で、監理委託について、直接でやるのか委託したほうがいいのかということで、委託のほうがいいというふうな判断で今回計上されたということですが、どの程度有利になるのかについてお尋ねをいたします。

○企画政策部長（宮川昌和君）

今回の補助の内訳ということでございます。

先ほども議員のほうもお話がありましたように、国のほうでは、センサーありでいきますと4万円定額ということで、その残りについて県と市で5分の2ずつということでございます。なので、普通で考えますと、その割合でいきますと個人負担が1割程度ということでございます。ただ、物の値段によりまして、補助には上限がございますので、その分は個人負担が大きくなる可能性があるということで御承知おきを頂きたいと思えます。

あと今回のこの補助につきまして、来年度以降のことでございますが、こちらにつきまして、国とか県の動向をしっかりと把握した上で、また考えたいというふうに思っております。以上です。

○保険福祉部長（近藤幸敏君）

日常生活支援住居施設の関係でございます。

人員基準につきましては、生活支援員、定員15名に対して1名以上ということで理解しております。以上でございます。

○教育部長（大鹿剛史君）

今回のこの工事、工期が約6か月ほどを予定しております。

市役所内で専門の資格を持った職員がその6か月の工期の間、この業務に携わること、それと比較した場合に委託したほうが有利であるという判断をいたしました。以上でございます。

○議長（島田 浩君）

次に、18番・河合議員、どうぞ。

○18番（河合克平君）

では、議案第34号の補正予算について質問をいたします。

まず10ページ、11ページの2款総務費、9項新型コロナウイルス感染症緊急対策費、1目感染症予防費の171万6,000円についてのことの質問ですが、布製のマスクを購入するということになります。その予算だということですが、布製のマスクはどのくらい必要で、その単価が幾らぐらいなのか、お願いします。

あと消毒液についても、配備するためということで予算が出ておりますが、総数が幾つで学校への配置の本数はどのくらいかと。また、充足等についてはどの程度を目安としているのかも分かれば教えてください。

あと不足が発生した場合、足りないというふうになったときにはどういう対策をとるのか、お願いいたします。

この部分については、国の補正予算、第1次補正予算に関わって学校における感染症対策ということで学校再開に向けた支援ということで行われて、措置をされてくるところでありますが、6月1日から学校が始まったわけですが、それに対する感染の対策、マスクと消毒液のことは検討されたようですが、学校の感染対策は今どのような検討をされているのか。また、夏に向けての対策についてはどうか、3密にならない対策についてはどうか、これらについても併せて感染症の予防と感染症対策ということでは検討していかなければならない内容だと思いますので、その内容についてはお教えてください。

続いて、3款民生費、1項社会福祉費、2目老人福祉費については、修繕工事内容や金額、スケジュール等についてはお話がありました。感染予防対策について、6月1日から再開となっておりますけれども、その感染予防対策についてはどのように行っていくのか、教えてください。

続いて、3款民生費、2項児童福祉費、3目保育園費ですが、老朽化、現状等についてはお話がありました。現状、調理室や調理器具についてどの程度老朽化が進んでいるという現状があって、それがどのような形で今後補修をしていくかということは当然指針としてはあると思いますけれども、その内容についても教えてください。

続いて次のページですが、12ページと13ページですね。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費で水田農業経営所得安定対策推進費ですが、これについては当初予算では386万5,000円上がっているところですが、113万1,000円をプラスして確定したということだと思いますが、どういう内容で何件の支給があって、1件幾らぐらいの目安なのか、その内容について教えてください。以上、お願いします。

○教育部長（大鹿剛史君）

まずマスクについてでございます。総数は、布製マスク600枚、1枚当たりの単価は税込み385円でございます。

次に、消毒液でございます。小・中学校への消毒液は1リットルの手指用アルコール製剤300本、これを学校規模に応じて配置しております。学校における新しい生活様式では、流水と石けんによる手洗いを基本とし、消毒液は補助的な役割としております。不足の場合、今後の状況によって必要な対応をしていくと考えております。

次に、学校の感染対策でございます。

学校では、毎朝の検温、手洗いやせきエチケットの指導を行っております。また、3密が発生しないよう、換気の徹底、近距離での会話や発声等の際にマスクの使用等を行うよう指導を行っております。

夏に向けての対策でございますが、3密のコロナ対策はもとより十分な水分補給の推奨、冷却スカーフ等の使用の認可、冷房の使用等、熱中症対策も併せて行ってまいります。以上でございます。

○保険福祉部長（近藤幸敏君）

老人福祉施設の再開に伴う感染症対策でございますが、こちらにつきましては3密の密接、密閉、密集の防止対策でありますとか、飛沫接触感染の防止対策を行っているものでございます。以上でございます。

○健康子ども部長（小林徹男君）

保育園の調理室や調理器具につきましては、調理員による確認と毎年1回、業者による点検をしていますので、点検により修理等が必要になった場合は、修繕や取替え等を行うようにしております。以上でございます。

○産業建設部長（山田哲司君）

水田農業経営所得安定対策推進費の対象ですけれども、あまそだち農業再生協議会となります。

内訳につきましては、水田情報の収集や整理、作付面積や生産数量の確認、整備などを行うための経費となります。以上です。

○18番（河合克平君）

では、再質問させていただきます。

まず1点、学校の新型コロナウイルス感染症予防費についての再質問ですが、布製のマスクは600枚ということで385円ということだったので、600枚というのはこれは生徒にするとかなり少ないんじゃないかなというふうに思うんですが、その600枚の積算の内容を教えてください。

あと先ほど消毒液については補助的なものだということでお話がありましたが、先ほど吉川さんの話もありましたけれども、手洗い場がある中で何とか努力をして現場はやっているということはもちろん知っているところではありますが、それについては現場でやっぱりやり切れなかったと、やり切れな状況であるというときには、手洗い場の増設ということは当然考えていかないかと思えますし、手洗いについてどのように思っているのか教えてください。

あと国の補正予算によると、布製のマスクや消毒液、非接触型体温計等の保健用品を購入する学校設置者に支援をするというふうになっておりますので、今回、非接触型体温計について特に予算がありませんが、それは検討されたかどうか教えてください。

あと先ほどもお話がありましたが、新しい生活様式ということが新しい言葉として出てきましたが、この新しい生活様式ということは児童・生徒、また先生、保護者に対してはどのような形で周知をしていくのか教えてください。

また、国の補正予算については、幼稚園についてのそういった備品の購入等についても支援をするというふうになっておりますが、それについては検討をされたかどうか教えてください。

また、様々な25日の補正で予算を決議したところで、皆さんに対する事業費補助や給付金については認められたところではあります。感染予防という対策について、マスクと消毒液だけではどうなんだろうかというふうに考えるところではありますが、そのほかに例えばフェイスシールドの問題ですとか、つい立ての問題ですとか、様々あるかと思えますけれども、そういったことの検討がなされたかどうか。先ほどの水道の蛇口のことも含めて、そういったことはされているかどうか教えてください。

あと同じく学校の感染症対策の補正予算には、トイレの衛生環境を改善するというその整備についても感染症対策については上がっているところではありますが、今回の補正には入っておりませんがその検討はされたのか教えてください。

続いて、保育園費についての老朽化対策については調理員や業者が見ますよということもありますけれども、今回、北保育園についての対象ということになります。北保育園というのはこれから廃止をする予定もあるところではありますけれども、今回のコロナ感染を受けた中で、やはり公務員が減り過ぎている状況が今、現場を非常に混乱させているんじゃないかということも併せて考えるところでもありますので、保育園について存続をすべきではないかと考え

ますが、それについての見解を教えてください。以上、よろしく願いいたします。

○教育部長（大鹿剛史君）

まずマスクについてでございます。配付対象は学校職員を想定しております。

それから、手洗いの関係でございますが、それぞれの学校でそれぞれの手洗い場所の状況がございます。手洗いの徹底が重要であるというふうに養護教諭のほうからも言われておりますので、その密にならないようにどういった形で児童・生徒に完全に手洗いを実施させていくか、それぞれの学校で工夫をしていただいております。

それから、非接触型の体温計でございますが、これは寄附により既に各学校に配置をさせていただきました。

それから、新しい生活様式です。こちらにつきましては、市教委とそれから保健師、養護教諭がそれぞれ新しい生活様式で、低学年、高学年、中学生用にどういったことに気をつけていったらいいかというものを1つのポスターにしまして、これを各学校の至るところに貼って新しい生活様式についての周知を図っていく考えでございます。

それから、フェイスシールド等、これにつきましては使用の有無に評価が分かれております。これについては、今後検討してまいりたいと考えております。

トイレに関してです。これの衛生対策は通常の消毒とかそういう形で対応してまいります。トイレ改修とはまた別のものとして考えを持っておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○健康子ども部長（小林徹男君）

幼稚園の補助の関係につきましては、年度末に一度支援というか国の補助でやらせていただいておりますので、それで対応していただきたいと思っております。

あと北保育園の関係につきましては、スケジュールどおりでこちらで進めたいと考えております。以上でございます。

○議長（島田 浩君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

ここで、職員入替えのため暫時休憩いたします。

午前11時52分 休憩

午前11時52分 再開

○議長（島田 浩君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第8・議案第35号（質疑）**

**○議長（島田 浩君）**

日程第8・議案第35号：令和2年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題

とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

初めに、7番・原議員、どうぞ。

**○7番（原 裕司君）**

議案第35号：令和2年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、質問いたします。

この提出議案につきましては、議案第32号の条例改正に伴う補正予算の計上であります。新型コロナウイルスの感染者に対する給与補償という目的限定の傷病手当になります。この金額につきましては、県の全額補助ということの特別交付金400万円が計上されておるわけですが、この400万円は愛西市が県に支援を要請したものなのか、県が各自治体に均等に交付したものか、お願いしたいと思います。

また、近隣自治体の交付金額についても説明をお願いいたします。以上です。

**○保険福祉部長（近藤幸敏君）**

この交付金の関係でございますが、特別調整交付金の申請の中で実績等に基づいて申請するものでございまして、年度末頃に交付されるものと考えております。各自治体ともに、それぞれ独自に予算額を見込んだものであり、本市といたしましては傷病手当金の支給額の合計を400万円と見込みました。

なお、近隣自治体の予算額ですが、津島市が450万円、あま市が500万円、弥富市が200万円、稲沢市が100万円を予定していると聞いております。以上でございます。

**○7番（原 裕司君）**

答弁ありがとうございます。

それでは、再質問させていただきます。

現在、愛西市におきましては新型コロナウイルス感染者数はゼロということでありまして。このままずっと続けば交付金の取扱いはどのような形で進められるか、返すのか、他のコロナウイルス対策に充てられるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

**○保険福祉部長（近藤幸敏君）**

この傷病手当金を支給せずに済んだ場合でございますが、歳入歳出補正予算の執行済額がゼロとなりますので、予算残額は400万円ということになります。以上でございます。

**○議長（島田 浩君）**

次に、4番・竹村議員、どうぞ。

**○4番（竹村仁司君）**

議案第35号：令和2年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、質問をします。

2款の保険給付費の400万円ですが、新型コロナウイルス感染拡大をできるだけ防止するためには、労働者の方が感染した場合に休みやすい環境を整備することが重要になります。今回の国保などによる傷病手当金はその手だてとして大切なものであります。

議案第32号のところで答弁のあった質問に対しては省略をします。1点だけ、確認のためにお伺いをいたします。

傷病手当金の支払いに係る費用について、国の財政支援の詳細を対象者、支給対象となる日数、支給額、適用期間に関してお伺いします。

**○保険福祉部長（近藤幸敏君）**

傷病手当金の対象者、日数、支給額、適用期間につきましては、国が緊急的、特例的な措置として当該支給に要した費用について全額財政支援を行うこととして、こうしたことを踏まえまして傷病手当金を支給するものでございます。

対象者、支給日数、支給額及び支給期間につきましては、国が定める基準と同様と考えております。以上でございます。

**○4番（竹村仁司君）**

ありがとうございます。

これまでの議案第32号、また今の補正予算第35号の質疑で同一内容の回答がありますので、繊細な回答を求めることは省きます。

そこで、このようなことは本来考えたくありませんが、傷病手当金の支給申請前に死亡された場合について、その相続人からの申請を受け付けることは可能かお伺いします。

また、この補正に計上された400万円という金額ですが、愛西市にとっては感染者が出ないことが一番と願うわけですが、その上でこの400万円の積算根拠をお伺いします。

さらに、今後適用期間の延長はあり得るのか、お伺いします。

**○保険福祉部長（近藤幸敏君）**

傷病手当金の相続人からの申請の受付の件でございます。

こちらにつきましては、1就労日当たりの給与収入及び労務に服することができない期間等を適切に証明できる場合には、相続人の方からの申請も可能となっております。

それから、400万円の積算根拠でございます。こちらは社会保険の標準報酬月額を1万円と見立てまして、支給額の割合、3分の2を掛け、それに労務に服することができない期間をそれぞれ30日と仮定いたしまして、また18歳から65歳の市の被保険者数6,500人のうち、被用者の割合を3割と乗じまして、これに感染等の割合を1%と想定して400万円とさせていただいております。

それから、今後の適用期間の延長についてでございますが、こちらは適用期間は令和2年1月1日から9月30日までの間で療養のため労務に服することができない期間といたしております。国の財政支援の適用期間と同様な扱いを予定しておりますので、国の今後の動向を注視していきたいと考えております。以上でございます。

**○議長（島田 浩君）**

次に、18番・河合議員、どうぞ。

**○18番（河合克平君）**

では、議案第35号の国民健康保険特別会計補正予算について質問いたします。

愛西市の国民健康保険についてですが、今回対象となっている被保険者のうちの被用者の人数については何人ぐらいになるのか、お伺いします。

また、その被用者の方々の中で平均給与収入については幾らぐらいになるのか、教えてください。

積算の根拠については、今1万円と見立ててということで3分の2掛ける30日掛ける6,500人の3割分として1%として想定して400万という話がありましたが、1万円と見立てたのはこの平均給与の収入からして見立てたんだと思うんですけども、平均収入と被用者の人数について教えてください。

あと今回、事務費の計上はありませんけれども、事務費については国からの費用はないのか、教えてください。

また今後、現在国のほうで国民健康保険税についてはコロナ対策減免という制度が、かなり広く使われる制度が国も示しているところではありますが、今回の補正予算でそういった内容は入っていませんけれども、コロナ対策減免の制度については検討されたのか。また、愛西市でもしやるのであれば、何月からコロナ対策の減免制度が動き出すのか、そういった内容について教えてください。

#### ○保険福祉部長（近藤幸敏君）

まず1点目の被用者の人数の関係でございますが、こちらにつきましては、現在、詳細人数は把握できませんが、市の被保険者数から約2,000人と推計いたしております。

また、平均収入につきましても詳細を把握はいたしておりません。

それから、積算根拠につきましては、先ほどの関係で1万円にということでございます。

あと事務費の関係でございます。事務費につきましては、今回の補正分としては予算計上はさせていただきます。以上でございます。

それから、コロナ対策の減免の制度につきましては、今回補正もしておりませんし、今後の検討になるというふうに考えております。以上でございます。

#### ○18番（河合克平君）

すみません、答弁漏れをお願いします。

事務費の計上がしていないのは分かっているんですけども、国からそういった計上については何も言われていないのか質問しましたので、お願いします。

#### ○保険福祉部長（近藤幸敏君）

国からは、事務費の計上について交付対象というものはございますけれども、今回、市としては上げなかったということでございます。以上でございます。

#### ○18番（河合克平君）

分かりました。

では再質問をいたしますけれども、今、被用者の人数は分かっているんですけども、平均給与の収入は把握をしていないという話だったんですけども、そういう状況の中で予算を立てるということについてはどうなんだろうと思うんですけども、本当にその辺について

は全く分からないのか、これについては400万が多いか少ないということも関わってはくると思うんですけども、これから把握をしようとしていくのか、分からんなりにやっていくのか、その内容について教えてください。

あと事務費の計上については、国からは事務費が計上してもいいですよということになっているんですけども愛西市は事務費の計上をしないということなんですけど、何で国からお金を10分の10で支給があるのに事務費の計上をしないのか、行わないのか、それについて教えてください。

コロナ対策の減免についても、今後の課題ということですけども、こういった税金に係ることですと条例改正したりするのかなあというふうに思うんですけども、条例改正はない中で行っていくのか、条例改正をいつ行うのか、教えてください。

**○保険福祉部長（近藤幸敏君）**

1万円の関係でございますが、こちらは社会保険の関係の平均1万円ということに準じてやらせていただいているところでございます。

それから、事務費の関係でございますが、こちらは国のほうで周知関係の経費になっているということでございますけれども、こちらについては今回、市としては予算計上しなかったということでございます。

それから、減免の条例の件でございますけれども、減免につきましては整備等を含めまして今後検討することになるというふうに考えております。以上でございます。

**○議長（島田 浩君）**

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・委員会付託について

○議長（島田 浩君）

次に、日程第9・委員会付託についてを議題といたします。

本定例会に議題となっております議案第28号から議案第35号につきましては会議規則第36条第1項の規定により、それぞれの所管の常任委員会へ付託をいたします。

なお、常任委員会に付託の議案等は、本日配付いたしました委員会付託議案一覧表のとおりでございます。

また、常任委員会の開催日程は、先般配付いたしました会期予定表のとおり行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**○議長（島田 浩君）**

以上をもちまして、本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は6月17日午前9時30分より再開いたしますので、よろしく願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後 0 時 07 分 散会